

伊丹市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市墓地使用条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理由

合葬式墓地の使用許可業務を指定管理者に行わせるため。

伊丹市墓地使用条例の一部を改正する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

伊丹市墓地使用条例（昭和45年伊丹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項から第3項まで及び第21条から第23条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第25条第1号中「第17条」の右に「，第19条」を加え，「の規定による業務の」を「から第23条までに規定する」に改め，同条第2号を削り，同条第3号を同条第2号とする。

第26条中「場合において」の右に「，第17条第1項から第3項まで」を加え，「第22条第2号」を「第21条から第23条まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の伊丹市墓地使用条例の規定によりされた許可は，この条例による改正後の伊丹市墓地使用条例の相当規定によりされたものとみなす。